

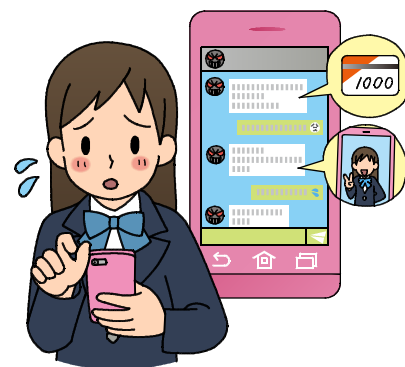
育成センターだより

厚岸教育委員会 青少年育成センター(電話67-7700)

令和6年 9月 No.90

スマホやネット、うまく使おう

- スマホやタブレット、通信機能付きのゲーム機などでインターネットを使うようになったら、家族みんなでルールを決めましょう。ルールは、必ず本人と保護者が一緒に話し合って、お互いが納得して決めましょう。
- 保護者の方は、お子さんの年齢に合ったフィルタリングをしましょう。
- SNSはコミュニケーションを図るのに便利で、楽しいものです。しかし、相手の顔が見えず声も聞こえないため、自分の真意が伝わりにくいという特徴があります。SNSの投稿、シェア、リポストするときは、タップやクリックする前にもう一度確認しましょう。
- SNSの匿名性を悪用した「闇バイト」「投資詐欺」「情報商材の契約」「ロマンス詐欺」などによって、だまされて大金を失ったり、犯罪に巻き込まれたりする被害が全国的に増えています。甘い言葉やうまい話があっても、うのみにしないようにしましょう。



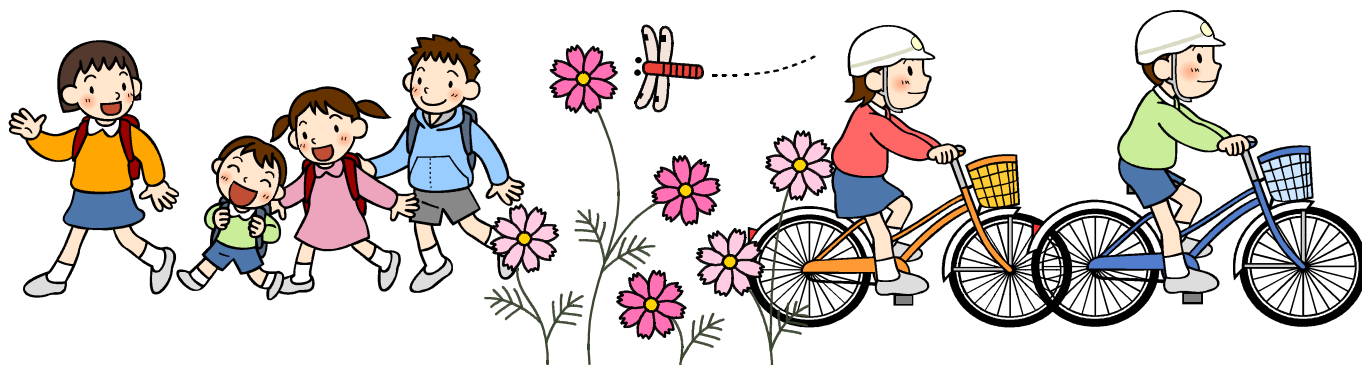
トラブルに巻き込まれたときは消費生活相談窓口か警察に相談しよう！

巡視補導活動をしています

厚岸町では、各学校の先生方にご協力を得ながら、町内市街地等の巡視補導を行っています。青色回転灯のついた車で巡回しています。

【令和6年度専任補導員】

厚岸小学校	熊谷なおみ先生、田中ひろみ先生
真龍小学校	栗原秀明先生、坂上聖悟先生
厚岸中学校	河合由美先生、下天摩 渉先生
真龍中学校	笠原敬子先生、村上仁美先生
厚岸翔洋高等学校	近藤暖起先生、上本俊介先生



桜・牡蠣まつりなどの行事では、厚岸警察署少年補導員の協力で、会場内や周辺の巡視補導を行っています。

18歳から成人に～成人になったら気をつけること～

令和4年（2022年）4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳になると、親の同意がなくても、ひとりで契約できるようになります。



- ＜例＞
- ・携帯電話の契約
 - ・アパートの部屋を借りる
 - ・クレジットカードを作る
 - ・ローンを組んで、大きな買い物をする
（支払能力によりクレジットカードが作れない場合やローンが組めない場合があります）



契約について

17歳までは未成年なので、さまざまな契約には親など法定代理人の同意が必要です。もし、同意を得ずに契約した場合は、契約を取り消すことができます。（未成年者取消し）（なお、未成年の場合でも、お小遣いの範囲の額での契約や、自分が成年であると偽って契約した場合、結婚したことがある場合は「未成年者取消し」ができません。）

18歳で成人になると、親の同意なしで、ひとりで契約できるようになりますが、未成年のように契約を取り消すことができなくなります。

一度、契約が成立すると、合意した内容をお互いに守らなければなりません。

契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で無条件に解消することはできません。

消費者トラブルに気をつけて！

世の中にはさまざまな契約がありますが、その中には、若い人をターゲットにする悪質な業者もいます。契約するときはどんなに面倒でも、契約の内容をきちんと理解することが大切です。

その場で全部読めないときはいったん持ち帰る、ネット通販の場合は時間をかけてじっくり読む、電話の場合は安易に返事をしないようにしましょう。

（口頭でも契約は成立します。）

※広報あっけし7月号折込みの「悪質商法・詐欺にだまされない宣言！！」には、さまざまなケースが載っています。被害に遭わないよう、参考にしましょう。



消費者トラブルで困ったときはすぐ相談

困ったときは一人で悩まず相談を

厚岸町役場消費生活相談窓口

（電話52-3131観光商工課商工雇用係／平日8時30分から17時15分まで）

消費者ホットライン

（電話188）土・日・祝日／10時から16時まで

